

2015年10月15日

国土交通省航空局安全部 御中

航空法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見

一般社団法人新経済連盟
代表理事 三木谷浩史

【航空法施行規則関係の一部改正関係】

(『無人航空機の飛行の禁止空域』関係)

1. 「地域の実情や無人航空機に対する様々なニーズがあること等を踏まえ、国土交通大臣が告示で定める地域については、人又は家屋の密集している地域から除く予定。」と記載があるが、告示で定める区域の制定過程について、民間企業からの意見やニーズを集約する仕組みを構築してもらいたい。

(理由)

貴省自ら記述されているように、地域の実情や無人航空機に対する種々のニーズがあること等を踏まえられる体制が必要である。その意味で、行政が無人航空機に対するニーズを継続的に把握し、事業の発達と安全のバランスを考慮しうることを制度として入れ込むことが必要と考える。

【無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領関係】

2. 「4-1-2(2)」の100時間という数値基準については削除し、『想定される稼働時間以上の飛行に耐えうる』に改めるべき。

(理由) この部分だけ数値基準を求める根拠が不明である。

3. 「5.飛行形態に応じた追加基準」中の各基準の中に「補助者の配置」が多用されているが、補助者の配置を求める理由を改めて精査したうえで補助者を求める理由が乏しいものは修正されたい。また、補助者と同等の管理システム(操作機能付き)の導入などほかの代替措置の可能性も検討されたい。

(理由)

- ① 人の立ち入りがないように注意喚起をしたり避難誘導をすることを確保することが補助者の役割であれば、少なくとも第三者の上を飛ばす可能性が極めて低い場合には不要と考えられるのであらためて記述ぶりに精査が必要である。

- ② 運行状況を監視し操縦者に伝えるのが補助者の役割であるとすれば、たとえば、クラウドを活用し、飛行機の管制塔のようにネットワーク上で飛行状況をモニタリングしたり、地上の監視施設のようなものも考えられる。
- ③ また、補助者の配置として、『飛行経路全体を見渡せる位置に』とあるが、経路形状等によっては全体を見渡すことは困難であるため、複数人の配置等により死角がない場合はよしとする代替措置が必要である。

3. 「無人航空機の機能及び性能に関する基準を制定している団体」、「操縦者の技能等に関する基準を制定している団体」というものが出てくるが、特定の団体の基準のみを採用することなどがないよう、公平かつ透明性のある運用をされたい。

(理由)

不公平または不透明な形で特定の団体の基準のみ採用される場合には、イノベーションを阻害することにもなり、不適切である。

4. 「物件投下を行うための基準」が課される対象について、物件投下による危険の影響が極めて低い場合は除くこととされたい

(理由)

物件投下による危険の影響が小さく、機体運行に与える影響も小さい場合まで、補助者配置等の基準を課すのは過剰規制である。

5. 無人航空機が地上又は水上の人又は物件から保つ距離について、30m と定めている件について、人・物件の見守り、監視、点検、物件投下等については適用除外とされたい。

(理由)

見守り・監視のためには接近が必要であり、また、物件投下による危険を小さくするため接近することもある。これらが認められない場合、警備、設備メンテナンス、インフラ点検・保守、輸送・宅配、救助等といった飛行目的を完遂できないことになり本末転倒である。

以上